

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準備書面（208）

青森地方裁判所民事部御中

2024年3月19日

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 内 藤 隆

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 伊 東 良 徳

弁護士 中 野 宏 典

NRA 技術ノートに基づく落下確率評価について

補助参加人準備書面（7）は、原告らが準備書面（200）において、NRA技術ノート（乙D第100号証）に基づき正しく計算すれば、2000年1月から2019年12月までの20年間の落下事故を基礎にした場合、自衛隊機の墜落事故19回、米軍機の墜落事故6回、全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積が自衛隊機は24万4799km²、米軍機は37万2464km²とし、本件再処理施設の標的面積を0.04km²として

2000年1月から2019年12月の20年間では

$$\text{自衛隊機} : 19 \text{ 回} \div 20 \text{ 年} \div 244,799 \text{ km}^2 \times 0.04 \text{ km}^2 = 1.55 \times 10^{-7}$$

$$\text{米軍機} : 6 \text{ 回} \div 20 \text{ 年} \div 372,464 \text{ km}^2 \times 0.04 \text{ km}^2 = 3.2 \times 10^{-8}$$

$$\text{合計} : 1.87 \times 10^{-7}$$

としたことを誤りであると縷々述べている（補助参加人準備書面（7）第2：同準備書面9～13ページ）。

しかし、仮に補助参加人の主張する同期間の自衛隊機の墜落事故15回、米軍機の墜落事故4回、全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積が自衛隊機は29万4881km²、米軍機は37万2472km²とし、本件再処理施設の標的面積を0.043km²としても、

$$\text{自衛隊機} : 15 \text{ 回} \div 20 \text{ 年} \div 294,881 \text{ km}^2 \times 0.043 \text{ km}^2 = 1.09 \times 10^{-7}$$

$$\text{米軍機} : 4 \text{ 回} \div 20 \text{ 年} \div 372,472 \text{ km}^2 \times 0.043 \text{ km}^2 = 2.3 \times 10^{-8}$$

$$\text{合計} : 1.32 \times 10^{-7}$$

となり、本件再処理施設についてはF16と同程度かそれ以下の事故に1/10の係数を掛けるという被告の決定によらない限り、航空機落下確率評価基準が定める10⁻⁷を大幅に超えていることに何ら変わりはない。

なお、補助参加人は2000年3月22日及び同年7月4日の事故を「基地－訓練空域」を往復時の事故でありこれを算入することは不適切である旨主張している（補助参加人準備書面（7）5～6ページ）が、上記2回の事故は、制定時における航空機落下確率評価基準（乙D第104号証）の添付資料において、

「基地－訓練空域」にも分類されているが、同時に「訓練空域外」にも分類されている（乙D第104号証52ページ参照）のであるから、航空機落下確率評価基準の適用に際して、「訓練空域外」の事故としてもカウントするのが当然である。補助参加人が2000年中の事故としてこの2回をカウントしなかったことの方が誤りである。

これを算入して2000年1月から2019年12月までの自衛隊機の事故を17件とすると、他の点についてすべて補助参加人の主張によっても（もちろん、F16以下の事故に1/10の係数を掛けることは除く）、

$$\text{自衛隊機} : 17 \text{ 回} \div 20 \text{ 年} \div 294,881 \text{ km}^2 \times 0.043 \text{ km}^2 = 1.24 \times 10^{-7}$$

$$\text{米軍機} : 4 \text{ 回} \div 20 \text{ 年} \div 372,472 \text{ km}^2 \times 0.043 \text{ km}^2 = 2.3 \times 10^{-8}$$

$$\text{合計} : 1.47 \times 10^{-7}$$

となり、やはり本件再処理施設についてはF16と同程度かそれ以下の事故に1/10の係数を掛けるという被告の決定によらない限り、航空機落下確率評価基準が定める 10^{-7} を大幅に超えている。

以上